

【発表資料】

不同意わいせつ未遂の疑いによる職員の逮捕について

栗原市職員が、令和8年7月9日（木）、不同意わいせつ未遂の疑いにより逮捕される事案が発生しましたのでお知らせします。

記

1 逮捕された職員

会計課 課長補佐 細川 勇人 50歳 男性

2 逮捕の理由

令和8年7月9日（木）午後0時50分頃、大崎市鳴子温泉の建物内において、50代の女性の体を触ろうとした疑いにより逮捕されたもの。

3 市長コメント

このたび、市職員が逮捕されたことにつきましては、市として綱紀の粛正、及び公務員としての服務規律の徹底を図っている最中のことであり、極めて遺憾であります。

市といたしましては、事実関係の確認を急ぎ、厳正に対処してまいります。